



令和8年8月17日

広島労働局長

宮原 真太郎 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月7日付け広労発基 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、消費者物価指数の推移、賃金の上昇率、企業の価格転嫁の状況等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、賃金引上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認されており、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は昨年が続いて大きいため、引き続き、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 地方最低賃金審議会の更なる充実のため、賃金改定状況調査等の県別データの提供ができるよう改善すること。
- 2 地域別最低賃金額の改定の目安を導き出した根拠及び導き方の詳細を、地方最低賃金審議会に対して明確に示すこと。
- 3 発効日の在り方については、事業者が対応すべき準備期間の考え方を具体的に示すこと。
- 4 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を推進するよう、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の周知について、引き続き、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図ること。

- 5 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化、とりわけ、価格転嫁率の目標値を定める等、成果が可視化できるように取り組むこと。
- 6 いわゆる「年収の壁」への対応として、拡充されたキャリアアップ助成金による事業主の支援や本年4月から開始された被扶養者の新たな認定方法について、円滑な運用が図られるよう必要な支援を行うこと。

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1 時間 1,141 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 10 月 11 日